

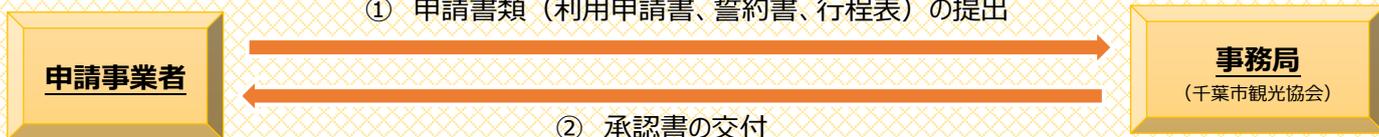
公益社団法人千葉市観光協会インバウンド団体旅行客向けバスツアー造成支援事業 お手続きの流れについて

本支援金の交付申請から支援金交付までのお手続きの流れにつきましては以下のフロー図でご確認ください。なお、手続きの詳細につきましては、必ず『公益社団法人千葉市観光協会インバウンド団体旅行客向けバスツアー造成支援事業実施要領』をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

STEP 1 支援金交付申請手続き

ツアー催行 2週間前までにご提出ください。

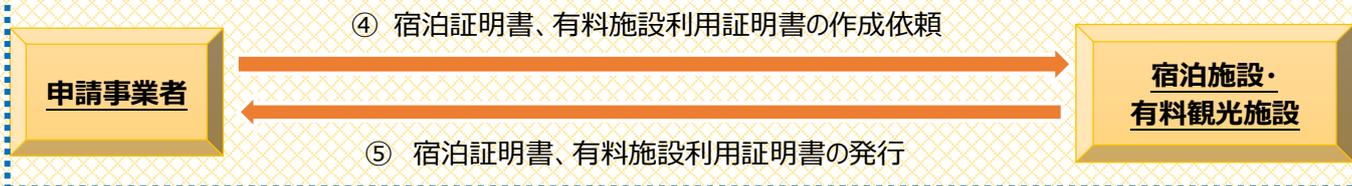
「2週間前」とはツアー催行日の前日を1日目として土日祝日も含めて数えた日数を指します。例えば、ツアー催行日が2026年7月15日の場合、2週間前は2026年7月1日となります。



※ 申請内容の変更・取消しをする場合は、速やかに事務局へ報告し、事務局からの承認を受けてください。

STEP 2 バスツアー催行

③ インバウンド団体客バスツアーの催行

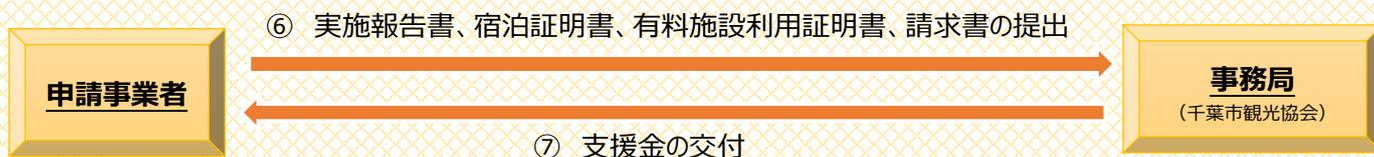


『宿泊施設及び有料観光施設の利用を証明する書類』について

※ 宿泊証明書（様式第4号）及び有料施設利用証明書（様式第5号）を活用していただく場合には、施設側から必ず社印（角印）を押印いただくようお願い申し上げます。

※ 施設の発行する『領収証』を活用していただく場合には、領収書上に「支援金申請事業者名、宿泊日（利用日）、宿泊者数（利用者数）、ツアー名」を必ずご記入いただくようお願いいたします。「支援金申請事業者名」と「ツアー催行事業者名」が異なる場合には、必ず「支援金申請事業者名」をご記入いただくよう、くれぐれもご注意ください。

STEP 3 実施報告・請求手続き



不備のない書類を受理した日の属する月の翌月末日までに支援金を入金。例えば、不備のない書類の受領が2026年7月15日の場合、2026年8月31日までに入金されます。